

改 正 後	各 出 稿
別表第5 武器関連の物資 1～121 [略] 122 繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次の（１）又は（２）に該当するもの（次の（３）又は（４）に該当するものを除く。） （１） [略] （２） 次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの ア [略] イ <u>135（３）</u> に該当するもの （３）・（４） [略] 123～138 [略] 別表第7 北朝鮮への輸出の禁止が決定されたその他の物資 1 [略] 2 <u>航空機及び宇宙飛行体（商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約（昭和62年条約第14号）附属書（以下「附属書」という。）第88類に該当するものに限り、次のいずれかに該当するものを除く。）</u> <u>（１）</u> 別表第4及び別表第5に掲げるもの <u>（２）</u> 1718委員会が、北朝鮮への輸出を事前に承認した新品のヘリコプター 3 <u>船舶（附属書第89類に該当するものに限り、別表第5及び別表第6に掲げるもの並びに1718委員会が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）</u> 4 [略] 5 石油製品（<u>軽油及び灯油を含み、次のいずれかに該当するものを除</u>	別表第5 武器関連の物資 1～121 [略] 122 繊維を使用した成型品（半製品を含む。以下この号において同じ。）であって、次の（１）又は（２）に該当するもの（次の（３）又は（４）に該当するものを除く。） （１） [略] （２） 次のいずれかに該当する繊維を使用した成型品であって、金属又は炭素をマトリックスとするもの ア [略] イ <u>70（３）</u> に該当するもの （３）・（４） [略] 123～138 [略] 別表第7 北朝鮮への輸出の禁止が決定されたその他の物資 1 [略] 2 <u>新品のヘリコプター（別表第5に掲げるもの及び1718委員会が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）</u> [新設] [新設] 3 <u>新品の船舶（別表第5及び別表第6に掲げるもの並びに1718委員会</u> <u>が、北朝鮮への輸出を事前に承認したものを除く。）</u> 4 [略] 5 石油製品（<u>次のいずれかに該当するものを除く。）</u>

く。)

(1) [略]

(2) 次のアからエまでの全てに該当するもの

ア [略]

イ 国際連合加盟国から北朝鮮への輸出に北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号、同理事会決議第1874号、同理事会決議第2087号、同理事会決議第2094号、同理事会決議第2270号、同理事会決議第2321号、同理事会決議第2356号、同理事会決議第2371号、同理事会決議第2375号若しくは同理事会決議第2397号（以下「国際連合安全保障理事会決議第1718号等」という。）により禁止されている活動に関連している個人又は団体が関与していないもの

ウ [略]

エ 毎年1月1日から12月31日（ニューヨーク時間。以下同じ。）までの期間において、国際連合加盟国から北朝鮮への輸出の総量が500,000バレルを超えないもの

6 原油（次のいずれかに該当するものを除く。）

(1) 毎年12月22日から翌年12月21日までの期間において、国際連合加盟国から北朝鮮への輸出の総量が4,000,000バレル又は525,000トンを超えないもの

(2) [略]

7 鉄鋼及びその他の卑金属（附属書第15部に該当するものに限り、別表第1、別表第4及び別表第5に掲げるものを除く。）

8 産業用の機械類（附属書第16部に該当するものに限り、別表第1から別表第6までに掲げるもの並びに北朝鮮の法人又は個人による商用民間旅客機（An-24R/RV、An-148-100B、Il-18D、Il-62M、Tu-134B-3、Tu-154B、Tu-204-100B及びTu-204-300に限る。）の安全な運用を維持するために必要な予備部品に用いるためのものを除く。）

9 輸送用の車両（附属書第86類又は第87類に該当するものに限り、別

(1) [略]

(2) 次のアからエまでの全てに該当するもの

ア [略]

イ 国際連合加盟国から北朝鮮への輸出に北朝鮮の核若しくは弾道ミサイル計画又は国際連合安全保障理事会決議第1718号、同理事会決議第1874号、同理事会決議第2087号、同理事会決議第2094号、同理事会決議第2270号、同理事会決議第2321号、同理事会決議第2356号、同理事会決議第2371号若しくは同理事会決議第2375号（以下「国際連合安全保障理事会決議第1718号等」という。）により禁止されている活動に関連している個人又は団体が関与していないもの

ウ [略]

エ 毎年1月1日から12月31日（ニューヨーク時間。以下同じ。）までの期間において、国際連合加盟国から北朝鮮への輸出の総量が2,000,000バレルを超えないもの

6 原油（次のいずれかに該当するものを除く。）

(1) 毎年9月11日から翌年9月10日までの期間において、平成28年9月11日から平成29年9月10日までに国際連合加盟国が北朝鮮へ輸出した総量を超えないもの

(2) [略]

[新設]

[新設]

[新設]

表第 4 から別表第 6 までに掲げるものを除く。) 別表第 8 北朝鮮からの輸入の禁止が決定されたその他の物資 1～15 [略] <u>16</u> 食料及び農産物（附属書第 7 類、第 8 類又は第 12 類に該当するものに限る。） <u>17</u> 土石類（マグネサイト及びマグネシアを含み、附属書第 25 類に該当するものに限る。） <u>18</u> 木材（附属書第 44 類に該当するものに限る。） <u>19</u> 機械類（附属書第 84 類に該当するものに限り、別表第 1 から別表第 5 までに掲げるものを除く。） <u>20</u> 電気機器（附属書第 85 類に該当するものに限り、別表第 1 から別表第 5 までに掲げるものを除く。） <u>21</u> 船舶（附属書第 89 類に該当するものに限り、別表第 5 に掲げるものを除く。）	別表第 8 北朝鮮からの輸入の禁止が決定されたその他の物資 1～15 [略] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設] [新設]
備考 表中の [] の記載は注記である。	